

別記

個人情報の取り扱いに係る特記事項（特定個人情報）

(趣旨)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。））の保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(番号法上の乙の位置づけ)

第2 業務の実施にあたり取り扱う個人情報が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）に該当する場合、乙（甲の承諾を得て業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）は、番号法第2条第12項に規定する「個人番号利用事務実施者」と位置付けられ、番号法第12条において、「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の管理のために必要な措置を講じなければならない」とされている。

(本契約における乙の義務)

第3 乙は、業務の実施にあたり取り扱う個人情報について、特定個人情報であるか否かに関わらず、番号法が特定個人情報に対して規定しているものと同様の保護措置を講ずるものとする。